

令和 7 年 5 月 2 3 日
国 不 動 第 2 1 号
防人育（防）第 3 6 5 号
7（公社）全宅連発第 1 9 号
0 7 全 日 理 第 8 号
F R K 第 2 5 0 5 号

甲 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
国土交通大臣 中野 洋昌

（公印省略）

乙 東京都新宿区市谷本村町 5 番 1 号
防衛大臣 中谷 元

（公印省略）

丙 1 東京都千代田区岩本町二丁目 6 番 3 号
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 坂本 久
（公印省略）

丙 2 東京都千代田区紀尾井町 3 番 30 号
公益社団法人全日本不動産協会理事長 中村 裕昌
（公印省略）

丙 3 東京都港区虎ノ門三丁目 25 番 2 号
一般社団法人不動産流通経営協会理事長 太田 陽一
（公印省略）

不動産流通業及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ

国土交通省（以下「甲」という。）及び防衛省（以下「乙」という。）並びに本申合せを締結する事業者団体（以下「丙」という。）は、不動産流通業と自衛隊の人材確保の取組について、双方にとって有益な取組とする観点から、次のとおり連携することを申し合わせる。

第 1 連携強化の促進

甲及び乙並びに丙との間で、次の人材確保の取組について一層の連携強化を促進する。

第 2 不動産流通業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組

1 採用に関する広報の積極的な実施

（1）甲及び丙は、不動産流通業における必要又は有用となる資格、勤務環境、処遇、福利厚生、キャリアパス及び不動産流通業に従事している退職自衛官の活

躍事例を示すなど、労働環境改善に向けた施策の周知や退職予定自衛官向けの採用に関する広報を積極的に行う。

(2) 乙は、甲及び丙が行う前号の活動に必要な協力を行う。

2 業種説明会等の実施

(1) 甲及び丙は、退職予定自衛官が不動産流通業に関する知識及び業務内容について理解を深めつつ、不動産流通業に対する関心を高めるため、乙と協力して業種説明会等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

(2) 甲及び乙並びに丙は、退職予定自衛官の再就職後の早期離職を防止する観点から、協力してインターンシップ等の職場環境の理解を促進する機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

3 職業訓練等の充実

(1) 乙は、退職予定自衛官に対する職業訓練の充実・強化にあたり、不動産流通業に再就職する際に有用な資格の取得等に向けた必要な検討及び取組を行う。

(2) 甲及び丙は、乙が行う前号の検討及び取組について必要な協力を行う。

第3 自衛隊における人材確保の取組

(1) 乙は、丙に対し、自衛官等の募集並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）の制度に関する情報を提供する。

(2) 丙は、乙が行う自衛官等の募集及び予備自衛官等の制度に関する広報について必要な協力を行う。

第4 その他

本申合せは、令和7年5月23日から実施する。

本申合せに定めのない事項又は本申合せの実施に疑義が生じた場合は、甲及び乙並びに丙がその都度協議して処理するものとする。

以上